

# 平成29年第8回 枚方市教育委員会 定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1 報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 第35期枚方市社会教育委員の委嘱について(追加) (2) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について (3) 職員の人事異動について
2 議案第8号	議会の議決事項(訴えの提起について)の意思決定について
3 議案第9号	学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について
4 議案第10号	議会の議決事項(平成29年度9月補正予算要求額(教育関係)について)の意思決定について
5 議案第11号	議会の議決事項(枚方市附属機関条例の一部改正について)の意思決定について

○開催日時 平成29年8月21日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



報告第5号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

平成29年8月21日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 涉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第4号	第35期枚方市社会教育委員の委嘱について（追加）
臨時代理第5号	枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について
臨時代理第6号	職員の人事異動について

臨時代理第4号

第35期枚方市社会教育委員の委嘱について（追加）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年7月31日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

委員の委嘱

委嘱理由 第34期枚方市社会教育委員の委嘱期間（平成27年8月1日から平成29年7月31日まで）満了にともない、第35期社会教育委員13人のうち、12人の委嘱をすでに行ったが、委嘱ができていなかった委員1人の委嘱を行う。

委嘱委員

氏名	所属	分野	摘要
原田 隆史	同志社大学大学院	社会教育 (学識経験を有する者)	1期

委嘱期間 平成29年8月1日から平成31年7月31日まで

参考資料 次ページのとおり

## 第35期 枚方市社会教育委員名簿

※任期:平成29(2017)年8月1日～平成31(2019)年7月31日

	氏名	所属	分野	摘要
1	石塚 美穂 (いしづか みほ)	枚方手作り絵本連絡会代表	社会教育 (図書館関係団体代表)	5期目
2	遠藤 和佳子 (えんどう わかこ)	関西福祉科学大学 社会福祉学部教授	家庭教育 (学識経験者／子ども家庭福祉)	1期目
3	大田 住吉 (おおた すみよし)	摂南大学経営学部教授	社会教育 (学識経験者／技術経営戦略論)	1期目
4	川添 賢史 (かわぞえ さとし)	一般社団法人枚方青年会議所	社会教育 (地域貢献団体代表)	2期目
5	寺西 勉 (てらにし つとむ)	枚方市立長尾中学校長	学校教育	1期目
6	中村 奈緒美 (なかむら なおみ)	枚方市立香里小学校長	学校教育	1期目
7	西田 スマコ (にしだ すまこ)	NPO法人 NALC「天の川クラブ」運営委員	社会教育 (成人教育)	4期目
8	服部 寛治 (はっとり かんじ)	公益財団法人 枚方体育協会副会長	社会教育 (スポーツ関係団体代表)	3期目
9	原田 隆史 (はらだ たかし)	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	社会教育 (学識経験者／図書館情報学)	1期目
10	渕上 万貴 (ふちかみ まき)	枚方市PTA協議会	家庭教育 (PTA協議会代表)	2期目
11	松浦 清 (まつうら きよし)	大阪工業大学 工学部教授	社会教育 (学識経験者／美術史学)	4期目
12	森 常人 (もり とときひと)	関西外国語大学短期大学部講師	社会教育 (学識経験者／社会学)	1期目
13	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	家庭教育 (民生委員児童委員協議会)	1期目

※50音順に表記しています。

臨時代理第5号

枚方市立生涯学習市民センター・図書館指定管理者選定委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年8月9日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次のページのとおり

教 中 函 第      号  
平 成      年      月      日

枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者選定委員会    会長

枚方市教育委員会

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・  
牧野図書館指定候補者の選定について(諮問)

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・  
牧野図書館指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等  
に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第4条第3項の規定により諮問いたします。

#### 記

【諮問する内容】    枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯  
学習市民センター・牧野図書館における指定候補者の選定について

教 中 函 第 号  
平 成 年 月 日

枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者選定委員会 会長

枚方市教育委員会

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定候補者の選定について(諮問)

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第4条第3項の規定により諮問いたします。

#### 記

**【諮問する内容】** 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館における指定候補者の選定について



教 中 函 第      号  
平 成      年      月      日

枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者選定委員会    会長

枚方市教育委員会

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定候補者の選定について(諮問)

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定候補者の選定にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第4条第3項の規定により諮問いたします。

#### 記

**【諮問する内容】**    枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館における指定候補者の選定について

臨時代理第6号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

平成29年8月16日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

平成29年8月17日付け人事異動

枚方市上下水道局の職員の併任

教育委員会技術職員に併任する（上下水道局 上下水道事業部 上水道保全課 併 管理部 教育環境整備室 勤務）	本部 真生
--	-------

議案第8号

議会の議決事項（訴えの提起について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第7号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年8月21日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

## 訴えの提起について

### 1. 当事者

- (1) 原告 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
代表者 枚方市長 伏見 隆

- (2) 被告 枚方市在住者6名

### 2. 事件名

損害賠償請求事件

### 3. 事件の概要

平成27年2月13日(金)午後5時52分頃、枚方市立第四中学校に在籍する生徒2名が同中学校の第1学年2組教室において行った火遊びの始末が不十分であったことにより、同教室において火災を発生させ、同教室の壁や天井等約10㎡を焼損させるとともに、建具、黒板、照明器具、空調設備等の施設・設備を損傷させる損害を本市に与えた。あわせて、消火活動に伴う放水等により、同教室にあって他の生徒の教科書に使用ができなくなる損傷を与えた。

このため、本市は、これらの損傷した施設・設備を修補するとともに、教科書の再給付を行うため、合計4,611,106円の費用を要した。

### 4. 請求の要旨

本市は、被告らに対し、本市が被った損害の修補等に要した費用(損害金合計4,611,106円)について支払うよう面談し、文書により損害賠償請求を行ってきたが、被告らはこれに応じないため、民法第709条に基づき(行為者2名は当時中学1年生であり、責任能力があると考えるので当該行為者として、その外の4名の被告は親権者らの未成年者の子に対する監督義務違反として)、本市が被った損害金及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金について、被告らに対し、損害賠償請求の訴えを大阪地方裁判所に提起するものである。

### 5. 訴訟遂行の方針

訴訟遂行にあたっては、次の者を本市訴訟代理人とする。

大阪市北区西天満2丁目9番14号 北ビル3号館505号  
弁護士 仲田 哲

## 損害金の算定

請 求 内 容	金 額
教室改修工事費 〔工事内容：足場仮設工事、外壁改修工事、アルミ建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、電気設備工事、その他工事等〕	3,096,360円
空調設備撤去工事費 〔工事内容：損傷を受けた既設空調設備の撤去〕	147,528円
空調設備修繕工事費 〔工事内容：損傷を受けた空調設備の取替〕	1,360,800円
教科書購入費 〔内訳：国語 2冊 英語 1冊 社会地図帳 1冊 数学 2冊 保健体育 1冊 音楽 2冊 器楽 2冊 美術 1冊 家庭科 1冊〕	6,418円
合 計	4,611,106円

※注 損害賠償請求額は損害金の合計とこれに対する平成27年2月13日から支払済に至るまで年5分の割合による遅延損害金を合計した額とする。

議案第9号

学校教育法附則第9条等の規定による平成30年度使用教科用図書の採択について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第14号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

平成29年8月21日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

1. 小学校拡大教科用図書（平成 30 年度使用）

（1）第 4 学年用 <小倉小学校 第 4 学年 支援学級>

種 目	原本教科書発 行者略称	書 名	Pt	発行者名
国 語	光 村	国語四上 かがやき (国語 439) 拡大版	26	光村図書出版 株式会社
		国語四下 はばたき (国語 440) 拡大版	26	
書 写	光 村	書写 四年 (書写 435) 拡大版	26	光村図書出版 株式会社
地 図	帝 国	楽しく学ぶ小学生の地図帳 4・5・6年(地図 432) 拡大版	22	帝国書院
算 数	東 書	新編 新しい算数 4上 (算数 431) 拡大版	26	東京書籍 株式会社
		新編 新しい算数 4下 (算数 432) 拡大版	26	
理 科	啓 林 館	わくわく理科 4 (理科 436) 拡大版	26	株式会社 新興出版社啓林館
		わくわく理科プラス 4 (理科 437) 拡大版	26	
音 楽	教 芸	小学生の音楽 4 (音楽 432) 拡大版	22	株式会社 教育芸術社

備考 上記 6 種目の第 4 学年用の拡大教科用図書を給与するため、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書として採択する。

2. 中学校拡大教科用図書（平成 30 年度使用）

（1）第 1 学年用 <招提中学校 第 1 学年 通常の学級>

種 目	原本教科書 発行者略称	書 名	Pt	発行者名
国 語	三省堂	現代の国語 1 (国語 729) 拡大版	26	株式会社三省堂
書 写	光 村	中学書写 一・二・三年 (書写 735) 拡大版	26	光村図書出版 株式会社
社 会 (地理的分野)	教 出	中学社会 地理 地域にまなぶ (地理 726) 拡大版	26	教育出版株式会社
社 会 (歴史的分野)	東 書	新編 新しい社会 歴史 (歴史 729) 拡大版	26	東京書籍株式会社
地 図	帝 国	中学校社会科地図 (地図 724) 拡大版	22	帝国書院
数 学	東 書	新編 新しい数学 1 (数学 728) 拡大版	26	東京書籍株式会社
理 科	啓 林 館	未来へひろがるサイエンス 1 (理科 732・733)	26	株式会社 新興出版社啓林館
音 楽 (一般)	教 芸	中学生の音楽 1 (音楽 727) 拡大版	22	株式会社 教育芸術社
音 楽 (器楽合奏)	教 芸	中学生の器楽 (器楽 774) 拡大版	22	株式会社 教育芸術社
美 術	日 文	美術 1 出会いと広がり (美術 728) 拡大版	26	日本文教出版 株式会社
保 健 体 育	東 書	新編 新しい保健体育 (保体 725) 拡大版	22	東京書籍株式会社
技 術 ・ 家 庭 (技術分野)	開 隆 堂	技術・家庭 (技術分野) (技術 726) 拡大版	22	開隆堂出版株式会社
技 術 ・ 家 庭 (家庭分野)	開 隆 堂	技術・家庭 (家庭分野) (家庭 726) 拡大版	22	開隆堂出版株式会社
英 語	東 書	NEW HORIZON English Course 1 (英語 727) 拡大版	26	東京書籍株式会社

備考 上記 14 種目の第 1 学年用の拡大教科用図書を給与するため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書などの普及の促進に関する法律の規定による教科用図書として採択する。



(2) 第3学年用 <杉中学校 第3学年 支援学級>

種 目	原本教科書発 行者名	書 名	Pt	発行者名
国 語	三省堂	現代の国語3 (国語 929) 拡大版	26	株式会社三省堂
社 会 (公民的分野)	東 書	新編 新しい社会 公民 (公民 929) 拡大版	26	東京書籍株式会社
数 学	東 書	新編 新しい数学3 (数学 928) 拡大版	26	東京書籍株式会社
英 語	東 書	NEW HORIZON English Course 3 (英語 927) 拡大版	26	東京書籍株式会社

備考 上記6種目の第3学年用の拡大教科用図書を給与するため、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書として採択する。